# 【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年7月26日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 野村先進国ヘッジ付き債券ファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 2兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2024年1月26日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

# 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況 第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

# 第一部【証券情報】

# (4)発行(売出)価格

#### <訂正前>

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# <訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては 1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 \_\_\_\_\_

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (8)申込取扱場所

#### <訂正前>

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# <訂正後>

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (10)払込取扱場所

# <訂正前>

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

# <訂正後>

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

#### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

#### <更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

#### 「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資 信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲 げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な 収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

# 「独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 「補足分類 ]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

# (3)ファンドの仕組み

# <更新後>

委託会社の概況(2024年6月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

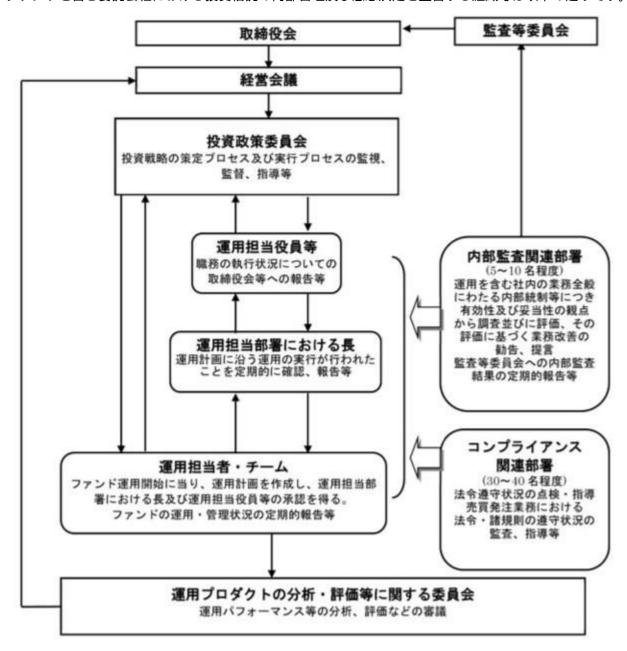
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

# 2 投資方針

# (3)運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

# 3投資リスク

< 更新後 >

#### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

# リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、 審議を行ないます。

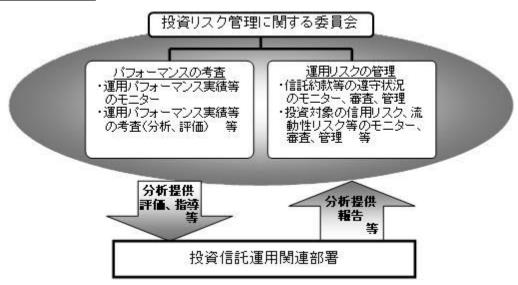
# 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是 正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

# 流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを 実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流 動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

# リスク管理体制図



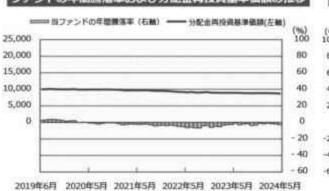
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# < 更新後 >

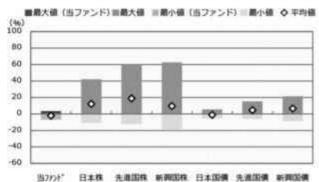
訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# ■ リスクの定量的比較 (2019年6月末~2024年5月末:月次)

# ファンドの年間順落率および分配金再投資基準価額の推移



# ファントと代表的な資産クラスとの陰落率の比較



	些加州	日本株	先進出株	新興即株	日本国債	先進国債	新興協債
最大値(96)	3,6	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小值 (%)	△ 6.9	△ 10.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均值 (%)	△ 2.0	12.1	19.0	9.5	△ 1.0	4.7	6.6

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年6月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年6月から2024年5月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての過産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません
- \*2019年6月から2024年5月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ・決算日に対応した数値とは異なります。

当ファント

- \*当ファンドは分配会再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東近株価指数(TOPIX)(配当込み)
- ○日本は、または ○先進国権: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI回債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新興国債:IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証券価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証券通指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証券価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X 」といいます。)の知的財産であり、指数の算出。 指数値の公表、利用など東延株機指数 (TOPIX) (配出込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東延株機指数 (TOPIX) (配出込み)に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東延株機指数 (TOPIX) (配出込み) の指数値の興出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本務品は、JPXにより提供、保延又は販売されるものではなく、本務品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません
- てもJPXは責任を負いません。
  OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を負しています。
  ONOMURA-BPI国債・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、MOMURA-BPI国債の正確性、完全性、保頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度の工作を負いません。
  Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度では重すりた債券インデックスです。同間数はFTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の財産制度にある。
- Income LLCにより運営され、世界主要国の関係の総合収益率を各市場の時価総管で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、拒数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、拒数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、拒数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、拒数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数した、「プラング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(PMペース)・・・「PFEルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(PMペース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融価品の売費を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資価値を検索を対しる合計アドバイスを法的に推算するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本義料に含まれる発行体の金融施品について、IPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または資主になっている可能性もあります。
  米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する経券、金融商品または吸引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての投資の推奨について、また金融市場におりる投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付替する構造について存証するものではありません。指数は組費をよって存証するものではありません。指数は組費をよって存証するものではありません。指数は自然スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに採摘します。
  JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係を行うを開きる。
  JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員では、JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその情報を表しませんが表しません。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

# 4手数料等及び税金

#### (3)信託報酬等

# <更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.715%(税抜年

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

0.65%)以内(2024年7月26日現在、年0.715%(税抜年0.65%))の率(「信託報酬率」といいます。)を乗じた 額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期 末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	500億円以下の部分	500億円超 1,000億円以下の部分	1,000億円超の部分
委託会社	年0.30%	年0.31%	年0.32%
販売会社	年0.30%	年0.30%	年0.30%
受託会社	年0.05%	年0.04%	年0.03%

<sup>\*</sup>上記配分は、2024年7月26日現在の信託報酬率における配分です。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

# (5)課税上の取扱い

# <更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

# 個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得 税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申 告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率に より源泉徴収が行なわれます。

#### 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され た公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区 分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされま

した。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

# 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 換金(解約)時および償還時の課税について

# [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

# [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# 個別元本について

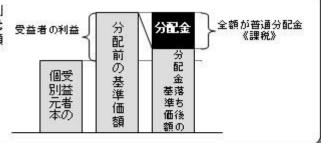
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

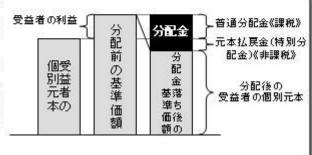
# 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本と同額の場合または受益者の個別元 本を上回っている場合には分配金の全額 が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別 元本を下回っている場合には、その下回る 部分の額が元本払戻金(特別分配金)とな り、分配金から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が普通分配金となります。な お、受益者が元本払戻金(特別分配金)を 受け取った場合、分配金発生時にその個別 元本から元本払戻金(特別分配金)を控除 した額が、その後の受益者の個別元本とな ります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2024年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

#### <更新後>

# (参考情報) ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.71	0.71	0.00

(2023年8月15日~2024年2月13日)

- \*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \*交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- \*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

# 5 運用状況

以下は2024年5月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本 4,511,126,000		99.78

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

現金・預金・その他資産(負債控除後)	9,695,135	0.21
合計 (純資産総額)	4,520,821,135	100.00

# (2)投資資産

# 投資有価証券の主要銘柄

						1				
国 <i>/</i> 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 ( 円 )	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 ( 円 )	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 8回	1,080,000,000	99.31	1,072,558,800	99.20	1,071,446,400	0.005	2026/6/20	23.70
日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第45 1回	930,000,000	99.80	928,144,500	99.72	927,405,300	0.005	2025/8/1	20.51
日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 57回	740,000,000	97.50	721,507,400	97.00	717,814,800	0.1	2029/12/20	15.87
日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第14 7回	630,000,000	99.45	626,579,100	99.38	626,119,200	0.005	2026/3/20	13.84
日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 59回	270,000,000	97.11	262,207,800	96.54	260,676,900	0.1	2030/6/20	5.76
日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 74回	230,000,000	97.63	224,553,600	97.60	224,493,800	0.8	2034/3/20	4.96
日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 71回	120,000,000	96.03	115,243,200	95.10	114,121,200	0.4	2033/6/20	2.52
日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 83回	120,000,000	96.03	115,237,200	94.17	113,010,000	1.4	2042/12/20	2.49
日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第45 8回	100,000,000	99.82	99,821,000	99.74	99,740,000	0.2	2026/3/1	2.20
日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第8 0回	100,000,000	96.03	96,034,000	92.54	92,544,000	1.8	2053/9/20	2.04
日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 51回	80,000,000	101.91	81,533,600	100.70	80,565,600	1.2	2034/12/20	1.78
日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 70回	70,000,000	84.49	59,143,000	82.95	58,066,400	0.3	2039/9/20	1.28
日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 72回	40,000,000	99.26	39,706,000	98.25	39,302,400	0.8	2033/9/20	0.86
日本	国債証券	国庫債券 利付 (40年)第6 回	40,000,000	98.35	39,340,000	94.87	37,951,200	1.9	2053/3/20	0.83
日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 52回	30,000,000	101.49	30,447,900	100.48	30,144,000	1.2	2035/3/20	0.66
日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第7 7回	20,000,000	91.96	18,393,800	88.62	17,724,800	1.6	2052/12/20	0.39
		地域     性期       日本     国債証券       日本     日本       日本     国債証券	地域     性類       日本     国債証券       国債証券     国債分第14       日本     国債証券       日本     国	地域     理類     動物石     数量       日本     国債証券     国庫債券 利付 (5年)第148     1,080,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (2年)第45 1回     740,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (5年)第3 57回     630,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (5年)第3 200,000,000     270,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (10年)第3 74回     230,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (10年)第3 71回     120,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第1 83回     100,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (2年)第3 8回     100,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第3 70,000,000     100,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第3 70,000,000     100,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第1 70,000,000     100,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (10年)第3 72回     40,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第6 回     40,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (20年)第6 回     40,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (30年)第6     20,000,000       日本     国債証券     国庫債券 利付 (30年)第7     20,000,000	当地域   種類   銘柄名   数量   単価 (円)   日本   国債証券   国庫債券 利付 (5年)第1   1,080,000,000   99.31   日本   国債証券   国庫債券 利付 (2年)第4   5   1回   日本   国債証券   国庫債券 利付 (2年)第3   740,000,000   97.50   日本   国債証券   国庫債券 利付 (5年)第1   4   7回   70,000,000   97.50   日本   国債証券   国庫債券 利付 (10年)第3   59回   97.63   74回   97.63	監視	出域   種類   銘柄名   数量   単価 (円) (円) (円) (円) (円) (円)   日本   国職債券利付 (2年)第45   393,000,000   99.80   928,144,500   99.20   日本   国職債券利付 (2年)第45   740,000,000   97.50   721,507,400   97.00   日本   国職債券利付 (10年)第3   740,000,000   97.50   721,507,400   97.00   日本   国職債券利付 (5年)第14   630,000,000   97.51   262,207,800   99.38   日本   国職債券利付 (5年)第3   270,000,000   97.11   262,207,800   96.54   (10年)第3   59回   97.61   262,207,800   96.54   (10年)第3   74回   230,000,000   97.63   224,553,600   97.60   (10年)第3   74回   120,000,000   96.03   115,243,200   96.51   (10年)第3   74回   120,000,000   96.03   115,237,200   94.17   (10年)第4   83回   120,000,000   96.03   115,237,200   99.74   (20年)第4   83回   100,000,000   99.82   99.821,000   99.74   (20年)第4   80,000,000   99.82   99.821,000   99.74   (20年)第7   80,000,000   99.82   99.821,000   99.82   (20年)第7   80,000,000   99.82   99.821,000   99.82   (20年)第7   80,000,000   99.82   99.821,000   99.82   99.821,000   99.82   99.821,	報報   総柄名   数量   単価	超域	型地域   一部

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.78
合 計	99.78

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

# (3)運用実績

純資産の推移

2024年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。					
	-	純資産総額 	(百万円)	1口当たり純資	資産額(円) 
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8特定期間	(2014年11月13日)	2,935	2,941	1.0103	1.0123
第9特定期間	(2015年 5月13日)	3,893	3,901	1.0082	1.0102
第10特定期間	(2015年11月13日)	4,853	4,863	0.9917	0.9937
第11特定期間	(2016年 5月13日)	5,826	5,837	1.0011	1.0031
第12特定期間	(2016年11月14日)	12,314	12,339	0.9806	0.9826
第13特定期間	(2017年 5月15日)	12,257	12,283	0.9607	0.9627
第14特定期間	(2017年11月13日)	13,013	13,041	0.9461	0.9481
第15特定期間	(2018年 5月14日)	12,003	12,029	0.9157	0.9177
第16特定期間	(2018年11月13日)	11,184	11,208	0.9018	0.9038
第17特定期間	(2019年 5月13日)	11,766	11,792	0.9081	0.9101
第18特定期間	(2019年11月13日)	12,698	12,726	0.9018	0.9038
第19特定期間	(2020年 5月13日)	11,705	11,732	0.8852	0.8872
第20特定期間	(2020年11月13日)	10,327	10,338	0.8761	0.8771
第21特定期間	(2021年 5月13日)	9,302	9,313	0.8507	0.8517
第22特定期間	(2021年11月15日)	8,311	8,321	0.8301	0.8311
第23特定期間	(2022年 5月13日)	7,702	7,712	0.7930	0.7940
第24特定期間	(2022年11月14日)	7,148	7,157	0.7805	0.7815
第25特定期間	(2023年 5月15日)	6,430	6,438	0.7631	0.7641
第26特定期間	(2023年11月13日)	5,561	5,569	0.7444	0.7454
第27特定期間	(2024年 5月13日)	4,609	4,616	0.7341	0.7351
	2023年 5月末日	6,374		0.7630	
	6月末日	6,252		0.7624	
	7月末日	6,069		0.7562	
	8月末日	5,968		0.7533	
	9月末日	5,892		0.7493	
	10月末日	5,569		0.7437	
	11月末日	5,519		0.7493	
	12月末日	5,439		0.7492	
	2024年 1月末日	5,371		0.7460	
	2月末日	5,258		0.7437	
	3月末日	4,763		0.7422	
	4月末日	4,658		0.7373	
	5月末日	4,520		0.7304	

# 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第8特定期間	2014年 5月14日~2014年11月13日	0.0120円
第9特定期間	2014年11月14日~2015年 5月13日	0.0120円
第10特定期間	2015年 5月14日~2015年11月13日	0.0120円
第11特定期間	2015年11月14日~2016年 5月13日	0.0120円
第12特定期間	2016年 5月14日~2016年11月14日	0.0120円
第13特定期間	2016年11月15日~2017年 5月15日	0.0120円
第14特定期間	2017年 5月16日~2017年11月13日	0.0120円
第15特定期間	2017年11月14日~2018年 5月14日	0.0120円
第16特定期間	2018年 5月15日~2018年11月13日	0.0120円
第17特定期間	2018年11月14日~2019年 5月13日	0.0120円
第18特定期間	2019年 5月14日~2019年11月13日	0.0120円
第19特定期間	2019年11月14日~2020年 5月13日	0.0120円
第20特定期間	2020年 5月14日~2020年11月13日	0.0100円
第21特定期間	2020年11月14日~2021年 5月13日	0.0060円
第22特定期間	2021年 5月14日~2021年11月15日	0.0060円
第23特定期間	2021年11月16日~2022年 5月13日	0.0060円
第24特定期間	2022年 5月14日~2022年11月14日	0.0060円
第25特定期間	2022年11月15日~2023年 5月15日	0.0060円
第26特定期間	2023年 5月16日~2023年11月13日	0.0060円
第27特定期間	2023年11月14日~2024年 5月13日	0.0060円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

# 収益率の推移

	計算期間	収益率
第8特定期間	2014年 5月14日~2014年11月13日	2.3%
第9特定期間	2014年11月14日~2015年 5月13日	1.0%
第10特定期間	2015年 5月14日~2015年11月13日	0.4%
第11特定期間	2015年11月14日~2016年 5月13日	2.2%
第12特定期間	2016年 5月14日~2016年11月14日	0.8%
第13特定期間	2016年11月15日~2017年 5月15日	0.8%
第14特定期間	2017年 5月16日~2017年11月13日	0.3%
第15特定期間	2017年11月14日~2018年 5月14日	1.9%
第16特定期間	2018年 5月15日~2018年11月13日	0.2%
第17特定期間	2018年11月14日~2019年 5月13日	2.0%
第18特定期間	2019年 5月14日~2019年11月13日	0.6%
第19特定期間	2019年11月14日~2020年 5月13日	0.5%
第20特定期間	2020年 5月14日~2020年11月13日	0.1%
第21特定期間	2020年11月14日~2021年 5月13日	2.2%
第22特定期間	2021年 5月14日~2021年11月15日	1.7%
第23特定期間	2021年11月16日~2022年 5月13日	3.7%

第24特定期間	2022年 5月14日~2022年11月14日	0.8%
第25特定期間	2022年11月15日~2023年 5月15日	1.5%
第26特定期間	2023年 5月16日~2023年11月13日	1.7%
第27特定期間	2023年11月14日~2024年 5月13日	0.6%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

# (4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第8特定期間	2014年 5月14日~2014年11月13日	806,453,144	769,004,986	2,905,662,903
第9特定期間	2014年11月14日~2015年 5月13日	1,203,388,595	246,915,644	3,862,135,854
第10特定期間	2015年 5月14日~2015年11月13日	1,327,268,601	294,993,740	4,894,410,715
第11特定期間	2015年11月14日~2016年 5月13日	1,684,876,548	759,263,123	5,820,024,140
第12特定期間	2016年 5月14日~2016年11月14日	7,491,317,754	753,388,274	12,557,953,620
第13特定期間	2016年11月15日~2017年 5月15日	2,047,949,763	1,846,965,941	12,758,937,442
第14特定期間	2017年 5月16日~2017年11月13日	1,537,701,664	541,866,786	13,754,772,320
第15特定期間	2017年11月14日~2018年 5月14日	853,012,628	1,498,614,445	13,109,170,503
第16特定期間	2018年 5月15日~2018年11月13日	481,708,387	1,188,535,726	12,402,343,164
第17特定期間	2018年11月14日~2019年 5月13日	1,198,409,034	643,658,621	12,957,093,577
第18特定期間	2019年 5月14日~2019年11月13日	2,044,876,906	920,764,405	14,081,206,078
第19特定期間	2019年11月14日~2020年 5月13日	1,224,386,523	2,081,569,088	13,224,023,513
第20特定期間	2020年 5月14日~2020年11月13日	447,661,101	1,884,771,085	11,786,913,529
第21特定期間	2020年11月14日~2021年 5月13日	764,100,828	1,616,291,672	10,934,722,685
第22特定期間	2021年 5月14日~2021年11月15日	190,335,201	1,111,732,100	10,013,325,786
第23特定期間	2021年11月16日~2022年 5月13日	285,331,729	585,091,920	9,713,565,595
第24特定期間	2022年 5月14日~2022年11月14日	259,047,581	813,942,393	9,158,670,783
第25特定期間	2022年11月15日~2023年 5月15日	287,428,159	1,019,739,612	8,426,359,330
第26特定期間	2023年 5月16日~2023年11月13日	99,244,200	1,054,220,930	7,471,382,600
第27特定期間	2023年11月14日~2024年 5月13日	26,610,686	1,217,864,543	6,280,128,743

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

# 参考情報

<更新後>



# **運用実績** (2024年5月31日現在)

# 基準価額・純資産の推移 (日次)

#### 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸) === 純資産総額(右軸) (円) 12,500 10,000 20,000 7,500 15,000 5,000 10,000 2,500 5,000 O 0 2014年5月 2016年5月 2018年5月 2020年5月 2022年5月 2024年5月

# ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2024年5月	10	円		
2024年4月	10	円		
2024年3月	10	円		
2024年2月	10	円		
2024年1月	10	円		
直近1年間累計	120	円		
設定來累計	2,775	円		

# 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

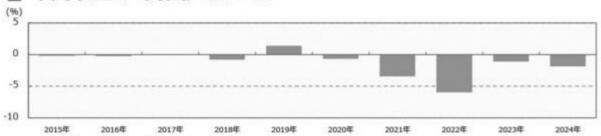
順位		銘柄	国/地域	投資比率(%)
1	国庫債券 利付	(5年)第148回	日本	23.7
2	国庫債券 利付	(2年)第451回	日本	20.5
3	国庫債券 利付	(10年)第357回	日本	15.9
4	国庫債券 利付	(5年)第147回	日本	13.8
5	国庫債券 利付	(10年)第359回	日本	5.8
6	国庫債券 利付	(10年)第374回	日本	5.0
7:	国庫債券 利付	(10年)第371回	日本	2.5
8	国庫債券 利付	(20年)第183回	日本	2.5
9	国庫債券 利付	(2年)第458回	日本	2.2
10	国庫債券 利付	(30年)第80回	日本	2.0

国/地域別投資比率(上位)

順位 国/地域		投資比率(%)
1	日本	99.8

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

# ■ 年間収益率の推移 (層年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

# 第2【管理及び運営】

1申込(販売)手続等

# <訂正前>

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

# (2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

#### (3)販売単位

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。

### (4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

# (5)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

# (6)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する 取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### (7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

# (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し

くは販売会社にお問い合わせください。

#### <訂正後>

#### (1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

# (2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(注)2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

# (3)販売単位

1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位とします。

# (4)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

# (5)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

#### (6)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約 を締結した場合、当該契約で規定する 取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

# (7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

# (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下

さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

#### 2換金(解約)手続等

<訂正前>

# (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

# (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

# (3)換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

# (4)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

# (5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

# (6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

# (7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

### (8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金 (解約)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

# <訂正後>

#### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

#### (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

# (注)2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)

#### (3)換金単位

1万口単位、1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

# (4)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

# (5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

# (6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

# (7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情

があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しな い場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付け たものとします。

# (8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金 (解約)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

#### 3 資産管理等の概要

#### (1)資産の評価

# <訂正前>

# < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法			
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額			
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。			

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション) による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。 野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) < 受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

### <訂正後>

### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

# ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

73. 171170 0120 100104 (77 71170)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

# (5)その他

# <更新後>

# (a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

# (b)信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日な らびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係 る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場 合であって、上記( )から( )までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合 には適用しません。
- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等( )」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

# (c)運用報告書

委託者は、毎年2月、8月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

# (d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年5月、11月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に 提出します。

#### (e)信託約款の変更等

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ( )委託者は、上記( )の事項(上記( )の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ( )上記( )の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ( )上記( )の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行ないます。

- ( )書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ( )上記( )から( )までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときには適用しません。
- ( )上記( )から( )の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

# (f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

- (g)受託者の辞任および解任に伴う取扱い
  - ( )受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
  - ( )委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (h)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- (j)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

# 第3【ファンドの経理状況】

# 野村先進国ヘッジ付き債券ファンド

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2023年11月14日から2024年5月13日まで)の財務 諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1財務諸表

# (1)貸借対照表

		(単位:円)
	前期 (2023年11月13日現在)	当期 (2024年 5月13日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	16,843	17,774
コール・ローン	43,626,806	35,510,695
国債証券	5,532,610,200	4,586,293,800
未収利息	1,081,007	1,176,317
前払費用	1,132,727	1,189,959
その他未収収益	122,901	122,901
流動資産合計	5,578,590,484	4,624,311,446
資産合計	5,578,590,484	4,624,311,446
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,471,382	6,280,128
未払解約金	6,068,332	5,497,874
未払受託者報酬	263,786	196,221
未払委託者報酬	3,165,416	2,354,651
未払利息	22	-
その他未払費用	10,541	7,839
流動負債合計	16,979,479	14,336,713
負債合計	16,979,479	14,336,713
純資産の部		
元本等		
元本	7,471,382,600	6,280,128,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,909,771,595	1,670,154,010
(分配準備積立金)	687,043	1,482,902
元本等合計	5,561,611,005	4,609,974,733
純資産合計	5,561,611,005	4,609,974,733
負債純資産合計	5,578,590,484	4,624,311,446

# (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円) 当期 前期 2023年 5月16日 2023年11月13日 2023年11月14日 自 自 至 2024年 5月13日 至 営業収益 3,292,437 4,217,928 受取利息 有価証券売買等損益 82,138,800 11,060,900 899 為替差損益 1,286 営業収益合計 78,845,077 6,842,073

	自至	前期 2023年 5月16日 2023年11月13日	自至	当期 2023年11月14日 2024年 5月13日
支払利息		14,471		2,229
受託者報酬		1,659,819		1,414,613
委託者報酬		19,917,710		16,975,296
その他費用		219,039		56,531
営業費用合計		21,811,039		18,448,669
営業利益又は営業損失( )		100,656,116		25,290,742
経常利益又は経常損失( )		100,656,116		25,290,742
当期純利益又は当期純損失()		100,656,116		25,290,742
		644,840		1,162,413
期首剰余金又は期首欠損金()		1,996,115,194		1,909,771,595
剰余金増加額又は欠損金減少額		258,260,796		311,310,393
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		258,260,796		311,310,393
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,162,382		6,780,181
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		24,162,382		6,780,181
分配金		47,743,539		40,784,298
期末剰余金又は期末欠損金( )		1,909,771,595		1,670,154,010

# (3)注記表

# ( 重要か会計方針に係る事項に関する注記 )

_	(重要な会計万針に係る事項に関す	(6注記)
	1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券
	2 .費用・収益の計上基準	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 有価証券売買等損益
		約定日基準で計上しております。 為替差損益
		約定日基準で計上しております。
		金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	4 .その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年11月14日から2024年 5月13日までとなっており ます。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。 (貸借対照表に関する注記)

前期 2023年11月13日現在			当期 2024年 5月13日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	1.	特定期間の末日における受益権の総数	ζ
2 .	7,471,382,600口 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項 る額	6,280,128,743口 9第10号に規定す
3 .	元本の欠損 1,909,771,595円 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7444円 (10,000口当たり純資産額) (7,444円)	3 .	元本の欠損 特定期間の末日における1単位当たりの 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1,670,154,010円 の純資産の額 0.7341円 (7,341円)

(損益及び剰金金計算書に関する注記)

:	<u> 摂血火い利示並可発音に関する圧む/</u>							
前期 自 2023年 5月16日 至 2023年11月13日			当期 自 2023年11月14日 至 2024年 5月13日					
1.分配金の計算過程			1	1.分配金の計算過程				
2023年 5月16日から2023年 6月13日まで			2023年11月14日から2023年	年12月13日まで				
	項目				項目			
i				1				

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	188,649円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	746,062,676円
分配準備積立金額	D	8,901,021円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	755,152,346円
当ファンドの期末残存口数	F	8,318,916,394口
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	907円
10,000口当たり分配金額	Н	10円

2023年11月14日から2023年12月18日まで				
項目				
費用控除後の配当等収益額	A	531,970円		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円		
収益調整金額	С	618,301,865円		
分配準備積立金額	D	670,825円		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	619,504,660円		
当ファンドの期末残存口数	F	7,301,329,402□		
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	848円		
10,000口当たり分配金額	Н	10円		

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,318,916円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,301,329円
2023年 6月14日から2023年	 F 7月13日まで		2023年12月14日から2024年	 F 1月15日まで	
項目					
費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	А	520,975円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額	•	=00 054 004 F	後の有価証券売買等損益額		005 044 400 5
収益調整金額	С	733,251,631円	収益調整金額	С	605,211,128円
分配準備積立金額	D	757,109円	分配準備積立金額	D	1,190,685円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	734,008,740円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	606,922,788円
当ファンドの期末残存口数	F . 5 / 5 . 40 . 222	8,176,059,074	当ファンドの期末残存口数	F G=E/F × 10.000	7,232,136,602 \( \text{136} \)
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	897円	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F X 10,000	839円
10,000口当たり分配金額	Н	10円	10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,176,059円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,232,136円
2023年 7月14日から2023年	F 8月14日まで		2024年 1月16日から2024年	F 2月13日まで	
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	0円	費用控除後の配当等収益額	Α	0円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	710 074 905 🗆	後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	590,665,702円
	D	710,974,805円	# 1— A 1	D	, , ,
分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	741,992円	分配準備積立金額 当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,689,489円 592,355,191円
当ファントの分配対象収益額当ファンドの期末残存口数	F=A+B+C+D	8,017,058,526日	当ファントの分配対象収益額当ファンドの期末残存口数	F=A+B+C+D	7,143,673,322□
ョファフトの期末残存山数 10,000口当たり収益分配対象	·	8,017,058,526日	ョファフトの期末残存口数 10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	829円
10,000ロヨたソ以金万配別家 額	U=E/F X 1U,UUU	007日	10,000日ヨたり収金が配別家	υ=E/Γ <b>Χ</b> ΙΟ, ΟΟΟ	629円
10,000口当たり分配金額	Н	10円	10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,017,058円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,143,673円
2023年 8月15日から2023年	₹ 9月13日まで		2024年 2月14日から2024年	₹ 3月13日まで	
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	0円	費用控除後の配当等収益額	А	0円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	693,504,715円	後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	526,825,814円
分配準備積立金額	D	731,632円	分配準備積立金額	D	1,524,569円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,236,347円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	528,350,383円
当ファンドの期末残存口数	F	7,909,245,904	当ファンドの期末残存口数	F	6,449,560,801
10,000口当たり収益分配対象		877円	10,000口当たり収益分配対象	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	819円
額	0=L/1 × 10,000	0///3	額	0=L/1 × 10,000	01913
10,000口当たり分配金額	Н	10円	10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,909,245円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,449,560円
2023年 9月14日から2023年	F10月13日まで		2024年 3月14日から2024年	F 4月15日まで	
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	0円	費用控除後の配当等収益額	А	0円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0円
後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	680,540,104円	後の有価証券売買等損益額 収益調整金額	С	514,560,606円
分配準備積立金額	D	722,309円	分配準備積立金額	D	1,506,707円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	681,262,413円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	516,067,313円
当ファンドの期末残存口数	F	7,850,879,039□	当ファンドの期末残存口数	F	6,377,472,684
10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	867円	10,000口当たり収益分配対象	G=E/F × 10,000	809円
額			額	•	
10,000口当たり分配金額	Н	10円	10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,850,879円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,377,472円
2023年10月14日から2023年	F11月13日まで		2024年 4月16日から2024年	₹ 5月13日まで	
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	640,173,693円	収益調整金額	С	500,427,050円
分配準備積立金額	D	687,043円	分配準備積立金額	D	1,482,902円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	640,860,736円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	501,909,952円
当ファンドの期末残存口数	F	7,471,382,600□	当ファンドの期末残存口数	F	6,280,128,743
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	857円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	799円
10,000口当たり分配金額	Н	10円	10,000口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	7,471,382円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,280,128円
動商品に関する注記)					

(金融商品に関する注記) (1)金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
	自 2023年 5月16日	自 2023年11月14日
	至 2023年11月13日	至 2024年 5月13日
4	· 수해휴민도청末고찞생수상	1 今朝帝口に対する即绐亡公

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 同左4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、存価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 会を設け、パフ なっております。

- 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま

。 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年11月13日現在	当期 2024年 5月13日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
ん。 2 . 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	2 . 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

<u>(関連日事有との取引に関する注記)</u>	
前期	当期
自 2023年 5月16日	自 2023年11月14日
至 2023年11月13日	至 2024年 5月13日
	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当車項はございません	

# その他の注記)

# 元本の移動

自 2023	前期 年 5月16日 年11月13日	1	当期 自 2023年11月14日 至 2024年 5月13日	
期首元本額	8,426,359,330F	期首元本額		7,471,382,600円
期中追加設定元本額	99,244,200F	期中追加設定元本額		26,610,686円
期中一部解約元本額	1,054,220,930F	期中一部解約元本額		1,217,864,543円
2 右価証券関係				

### 2 有価証券関係

# 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年 5月16日 至 2023年11月13日	当期 自 2023年11月14日 至 2024年 5月13日	
	損益に含まれた評価差額(円) 損益に含まれた評価差額		
国債証券	21,256,200	13,475,800	
合計 21,256,200		13,475,800	

#### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# (4)附属明細表

#### 有価証券明細表

(1)株式(2024年5月13日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年5月13日現在)

種類	通貨		券面総額	評価額 備
 国債証券	日本円		1,000,000,000	998,050,000
		国庫債券 利付(2年)第458回	100,000,000	99,821,000
		国庫債券 利付(5年)第147回	630,000,000	626,579,100
		国庫債券 利付(5年)第148回	1,080,000,000	1,072,558,800
		国庫債券 利付(40年)第6回	40,000,000	39,340,000
		国庫債券 利付(10年)第357回	740,000,000	721,507,400
		国庫債券 利付(10年)第359回	270,000,000	262,207,800
		国庫債券 利付(10年)第362回	180,000,000	173,336,400
		国庫債券 利付(10年)第371回	120,000,000	115,243,200
		国庫債券 利付(10年)第372回	40,000,000	39,706,000
		国庫債券 利付(30年)第77回	20,000,000	18,393,800
		国庫債券 利付(30年)第80回	100,000,000	96,034,000
		国庫債券 利付(20年)第151回	80,000,000	81,533,600
		国庫債券 利付(20年)第170回	150,000,000	126,745,500
		国庫債券 利付(20年)第183回	120,000,000	115,237,200
	小計	銘柄数:15	4,670,000,000	4,586,293,800
		組入時価比率:99.5%		100.0%
	合計			4,586,293,800

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 2ファンドの現況

# 純資産額計算書

# 2024年5月31日現在

	2011年7月
資産総額	4,557,651,131円
負債総額	36,829,996円
純資産総額( - )	4,520,821,135円
発行済口数	6,189,215,942□
1口当たり純資産額( / )	0.7304円

# 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1委託会社等の概況

#### <更新後>

# (1)資本金の額

2024年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### <更新後>

# (2)会社の機構

# (a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

# 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

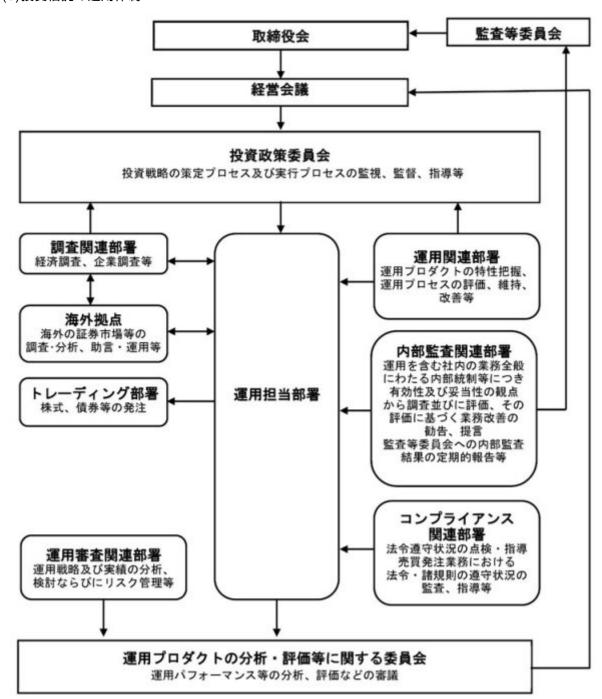
# 代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

# 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適 法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任 に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等について の監査等委員会としての意見を決定します。

#### (b)投資信託の運用体制



# 2事業の内容及び営業の概況

#### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年5月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	972	54,631,100
単位型株式投資信託	164	624,156
追加型公社債投資信託	14	6,942,667
単位型公社債投資信託	440	827,970
合計	1,590	63,025,893

#### 3委託会社等の経理状況

#### <更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# (1)貸借対照表

	E記 子	·	3月31日)	(2024年3	<u> </u>		
(資産の部) 流動資産		金額(			(2024年3月31日)		
流動資産			百万円)	金額(百万円)			
現金・預金							
			1,865		7,405		
金銭の信託			42,108		44,745		
有価証券			21,900		-		
前払金			11		7		
前払費用			775		852		
未収入金			1,775		1,023		
未収委託者報酬			26,116		31,788		
未収運用受託報酬			3,780		5,989		
短期貸付金			1,001		757		
未収還付法人税等			2,083		-		
その他			84		169		
貸倒引当金			15		18		
流動資産計			101,486		92,719		
固定資産							
有形固定資産			1,335		945		
建物	2	906		595			
器具備品	2	428		350			
無形固定資産			5,563		5,658		
ソフトウェア		5,562		5,658			

				H 2 TT 1 2 100 HT 22 15
その他	0		0	
投資その他の資産		16,336		17,314
投資有価証券	1,793		1,813	
関係会社株式	10,025		9,535	
長期差入保証金	520		519	
長期前払費用	10		10	
前払年金費用	1,553		1,875	
繰延税金資産	2,340		2,651	
その他	92		908	
固定資産計		23,235		23,918
資産合計		124,722		116,638

		前事業年度 (2023年		当事業年度 (2024年3月31日)		
区分	注記番号	•	<u>3万31日)</u> 百万円)	•	<del>//101日/</del> 百万円)	
 (負債の部)	笛写					
流動負債						
関係会社短期借入金			_		13,700	
預り金			124		123	
未払金			17,378		11,404	
未払収益分配金		0		1		
未払償還金		57		39		
未払手数料		8,409		10,312		
関係会社未払金		8,911		1,052		
未払費用	1		9,682		12,50	
未払法人税等			1,024		8,095	
未払消費税等			500		1,590	
前受収益			22		15	
賞与引当金			3,635		4,54	
その他			46		24	
流動負債計			32,414		52,00	
固定負債						
退職給付引当金			2,940		2,759	
時効後支払損引当金			595		602	
資産除去債務			1,123		1,12	
固定負債計			4,659		4,48	
負債合計			37,074		56,49	
(純資産の部)						
株主資本			87,419		59,820	
資本金			17,180		17,18	
資本剰余金			13,729		13,72	
資本準備金		11,729		11,729		
その他資本剰余金		2,000		2,000		
利益剰余金			56,509		28,910	
利益準備金		685		685		
その他利益剰余金		55,823		28,225		
別途積立金		24,606		-		
繰越利益剰余金		31,217		28,225		
評価・換算差額等			229		32	
その他有価証券評価差額金			229		32	
純資産合計			87,648		60,147	
負債・純資産合計			124,722		116,638	

# (2)損益計算書

		(自 2022	業年度 2年4月1日 年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百	百万円)	
営業収益						
委託者報酬			113,491		124,722	
運用受託報酬			18,198		21,188	
その他営業収益			331		291	
営業収益計			132,021		146,202	
営業費用						
支払手数料			38,684		43,258	
広告宣伝費			1,187		1,054	
公告費			0		0	
調査費			29,050		33,107	
調査費		6,045		6,797		
委託調査費		23,004		26,310		
委託計算費			1,363		1,377	
営業雑経費			3,302		3,670	
通信費		89		92		
印刷費		903		820		
協会費		83		85		
諸経費		2,225		2,671		
営業費用計			73,587		82,468	
一般管理費						
給料			11,316		13,068	
役員報酬		226		259		
給料・手当		7,752		7,985		
賞与		3,337		4,822		
交際費			78		87	
寄付金			115		117	
旅費交通費			283		323	
租税公課			963		990	
不動産賃借料			1,232		1,235	
退職給付費用			829		893	
固定資産減価償却費			2,409		2,292	
諸経費			12,439		12,483	
一般管理費計			29,669		31,491	
営業利益			28,763		32,242	

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業外収益			

					訂正有価証券属
受取配当金	1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		354
当期純利益			26,064		28,183

# (3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
		資本剰余金								
						その他利益剰余金			株	
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	主	
	貝 <b>平</b> 並	□ □ 平 □ 準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本	
		<b>午</b> 佣立	剰余金	剰余金 合 計	合 計	午佣立	積立金	利 益	合 計	合 計
							剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232	
当期変動額										
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877	
当期純利益							26,064	26,064	26,064	

									1 2 1 2 2 2 1 1 1
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位:百万円)

			(112.113)	
	評価・換算	評価・換算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	174	174	86,407	
当期変動額				
剰余金の配当			24,877	
当期純利益			26,064	
株主資本以外の項				
目の当期変動額	54	54	54	
(純額)				
当期変動額合計	54	54	1,240	
当期末残高	229	229	87,648	

# 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

(丰匠・日川川)									
					株主資	本			
		資本剰余金		Ē	利益剰余金				
						その他利	益剰余金		 
	海士人	<i>∀</i> 22	その他	資本	T11 34		繰	利益	株主
	資本金	資本	資本	剰余金	利益	別途	越	剰余金	資本
		準備金	剰余金	合 計	準備金	積立金	利 益	合 計	合 計
							剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の						04.000	24 000		
取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598

当期末残高 17,180 11,729 2,000 13,729 685 - 28,225 28,910 59,820

(単位:百万円)

			(+E: H)113)	
	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	229	229	87,648	
当期変動額				
剰余金の配当			55,782	
当期純利益			28,183	
別途積立金の取崩			-	
株主資本以外の項				
目の当期変動額	97	97	97	
(純額)				
当期変動額合計	97	97	27,500	
当期末残高	327	327	60,147	

### [重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法 時価法

3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法 時価法

- 4.外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準
- 5. 固定資産の減価償却の方法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
 6~15年

 器具備品
 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

# [ 会計上の見積りに関する注記] 該当事項はありません。

### [会計方針の変更]

該当事項はありません。

# [ 未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

### [注記事項]

# 貸借対照表関係

前事業年度末	当事	業年度末
(2023年3月31日)	(2024年	≢3月31日)
1.関係会社に対する資産及び負債	1.関係会社に対する資	<b>愛産及び負債</b>
区分掲記されたもの以外で各科目に含ま	れている 区分掲記されたもの	D以外で各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります。	ものは、次のとおりて	<b>ごあります。</b>
未払費用 1,33	50百万円 未払費用	1,939百万円
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計	額 2.有形固定資産より招	空除した減価償却累計額
建物 建物 9	01百万円 建物	1,214百万円
器具備品 6.	57 器具備品	733
合計 1,5	59 合計	1,948

### 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度		
(自 2022年4月1	日	(自 2023年4月1日		
至 2023年3月31	日)	至 2024年3月31日	)	
1.関係会社に係る注記		1 . 関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で	関係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係	系会社に対するもの	
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。		
受取配当金	7,634百万円	受取配当金	7,050百万円	
2.固定資産除却損		2. 固定資産除却損		
建物	0百万円	建物	-百万円	
器具備品	0	器具備品	0	
ソフトウェア	52	ソフトウェア	30	
合計	52	合計	31	

### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,877百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,830円基準日2022年3月31日効力発生日2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額28,174百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,470円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月28日

### 金融商品関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他(デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

( )市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	1 平以内	5年以内	10年以内	10十起
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	1
未収委託者報酬	26,116	-	-	1
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額		(単位:百万F	円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-

(2)その他(デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等( )	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ( )1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
  - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			( 1 12 1 12 /	,
	1年以内	1年超	5年超	10年超
	14以内	5年以内	10年以内	10十位
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			3)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類

しております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 有価証券関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分当事業年度<br/>(百万円)子会社株式9,919関連会社株式106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等(貸借対照表計上額235百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,557百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

### デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### (1) 通貨関連

### 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

### 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

### 退職給付関係

### 前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
-----	----------------------

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
退職給付債務の期末残高	20,314

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

並具座の別日/刈山で別パ/刈山の間座代	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率 1.4% 退職一時金制度の割引率 1.1% 長期期待運用収益率 2.35%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

### 当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(	4)	・退職給付費用及びその内訳項目の金額
---	----	--------------------

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.8%退職一時金制度の割引率1.3%長期期待運用収益率2.35%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

### 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末	当事業年度末
(2023年3月31日)	(2024年3月31日)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	
内訳		の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	1,696	評価性引当額	1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	171	資産除去債務に対応する除去費用	109
関係会社株式評価益	84	関係会社株式評価益	85
その他有価証券評価差額金	102	その他有価証券評価差額金	146
前払年金費用	481	前払年金費用	581
繰延税金負債合計	840	繰延税金負債合計	922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法率との差異の原因となった主な項目別の内	訳
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%
交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入され		受取配当金等永久に益金に算入され	
ない項目	6.4%	ない項目	5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外		外国子会社からの受取配当に係る外	
国源泉税	0.7%	国源泉税	0.5%
その他	0.8%	その他	0.2%
- 税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	- 税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
_		_	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:百万円)

		訂正有価証券届出書(内国	投資信託受益証券)
	前事業年度	当事業年度	
	自 2022年4月 1日	自 2023年4月 1日	
	至 2023年3月31日	至 2024年3月31日	
期首残高	1,123	1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-	<del>-</del>	
資産除去債務の履行による減少	-	-	
期末残高	1,123	1,123	

#### 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

<u> </u>	· H
	前事業年度
区分	(自 2022年4月 1日
	至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬(注)	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

尹未十及 (日 2020年7月	· 山 王 2027 <del>年</del> 3月31日 /
	当事業年度
区分	(自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1.関連当事者との取引

#### (ア)親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

#### (イ)子会社等

	会社等				議決権等	関連当事者との		取引		期末
種類	の名称	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関係	取引の内容	金額	科目	残高
	の石柳				(被所有)割合			(百万円)		(百万円)

	.,						資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	省金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

### (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

#### 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、 ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借 入	141,800	短期借入	
親会社	野村ホール ディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)		被所有100%	経営管理	資金の返 済	128,100	金	13,700
	株式会社						借入金利息	123	未払利息	19

### (イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
子会社	エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	3,081		
	9						貸付金利息	48	未収利息	9

### (ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
見会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	30,272	未払手数料	7,148

### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

#### 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31	
1 株当たり純資産額	17,016円74銭	1 株当たり純資産額	11,677円62銭
1 株当たり当期純利益	5,060円34銭	1 株当たり当期純利益	5,471円85銭

株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 28,183百万円 28,183百万円 普通株式に係る当期純利益

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

### 第2【その他の関係法人の概況】

### 1名称、資本金の額及び事業の内容

### <更新後>

#### (1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
三菱UF J信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<sup>\* 2024</sup>年5月末現在

### (2) 販売会社

		T.
(a)名称	(b)資本金の額 <sup>*</sup>	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金
株式会社SBI証券	54,323百万円	融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいま
株式会社沖縄海邦銀行	4,537百万円	<u> </u>
株式会社八十二銀行	52,243百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円	

<sup>\* 2024</sup>年5月末現在

株式会社愛知銀行は、2025年1月1日付をもって株式会社中京銀行と合併し、株式会社あいち銀行(資本金:18,000 百万円)となる予定です。

#### 3 資本関係

<訂正前>

(2023年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

#### (1) 受託者

該当事項はありません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# (2) 販売会社

該当事項はありません。

# <訂正後>

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

### 独立監査人の監査報告書

2024年7月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村先進国ヘッジ付き債券ファンドの2023年11月14日から2024年5月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村先進国ヘッジ付き債券ファンドの2024年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

<u>次へ</u>

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。